

○うるま市誕生２０周年記念キャッチフレーズ、ロゴマーク及び冠名称の使用に
関する要綱

令和７年３月２１日

告示第７６号

（趣旨）

第１条 この告示は、うるま市（以下「市」という。）が実施する事業以外において、うるま市誕生２０周年記念のキャッチフレーズ、ロゴマーク及び冠名称（以下「キャッチフレーズ等」という。）を使用する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

（キャッチフレーズ等の種類）

第２条 キャッチフレーズ及びロゴマークは次のとおりとする。

- （１） キャッチフレーズ うるまハタチ
- （２） ロゴマーク 別表のとおり

２ 冠名称は次のとおりとする。

- （１） うるま市誕生２０周年
- （２） うるま市市制施行２０周年

（著作権）

第３条 キャッチフレーズ及びロゴマークの著作権は、市に属するものとする。

（使用の申請）

第４条 キャッチフレーズ等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、うるま市誕生２０周年記念キャッチフレーズ等使用（変更）申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）及び必要な書類を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（使用承認の決定）

第５条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、申請内容について次に掲げる事項を審査し、承認の可否を決定するものとする。

- （１） 市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるもの
- （２） 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがあるもの
- （３） 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるもの
- （４） 特定の個人、団体、企業等の営利又は宣伝のみを目的とするもの
- （５） 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用する場合又はそのおそれのあるもの
- （６） その他使用目的等が不相当と市長が認めるもの

２ 市長は、前項の規定により使用の可否を決定したときは、うるま市誕生２０周年記念キャッチフレーズ等使用（変更）承認通知書（様式第２号）又はうるま市誕生２０

周年記念キャッチフレーズ等使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、キャッチフレーズ等の使用を承認する場合は、必要に応じて条件を付すことができる。

（承認内容の変更）

第6条 前条第1項の規定による承認を受けた申請者は、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ、申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

（使用の中止）

第7条 第5条第1項の規定により承認を受けた申請者（第6条第2項において準用する場合を含む。以下「使用者」という。）は、承認を受けた内容について、使用を中止し、または承認の条件を満たさなくなったときは、速やかにうるま市誕生20周年記念キャッチフレーズ等中止届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

- 2 使用者は前項の規定による届出をしたときは、中止日をもってキャッチフレーズ等の使用を直ちに中止しなければならない。

（使用期間）

第8条 キャッチフレーズ等の使用期間は、第5条第1項及び第6条第1項の規定による承認を受けた日から令和8年3月31日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

（使用料）

第9条 キャッチフレーズ等の使用料は、無料とする。

（承認手続不要な使用）

第10条 使用目的等が、次の各号のいずれかに該当するときは、この告示の規定による使用の承認手続を経ることなくキャッチフレーズ等を使用することができる。

- （1） 国、県又は地方公共団体が使用するとき。
- （2） 学校等の教育機関が教育の目的で使用するとき。
- （3） 報道機関が報道、広報等の目的で使用するとき。
- （4） 個人が商用目的以外で使用するとき。
- （5） うるま市後援規程（平成18年うるま市訓令第33号）第4条第2項により後援承認の決定を受けた事業。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたとき。

- 2 前項の規定によりキャッチフレーズ等を使用する場合の使用期限は、令和8年3月31日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(使用上の遵守)

第11条 使用者及び前条の規定により使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請内容に沿って、適正に使用すること。
- (2) キャッチフレーズ等を使用して虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。
- (3) キャッチフレーズ等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) ロゴマークは、うるま市誕生20周年記念ロゴマークデザインのとおり、定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (5) 使用物品等を商標登録出願し、又は意匠登録出願しないこと。

(使用承認の取消し)

第12条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すものとする。

- (1) この告示に定める事項又は使用承認の際に付した条件に違反したとき。
 - (2) 偽りの申請その他不正の行為によって、使用承認を受けたとき。
 - (3) 虚偽行為により第三者に損害を与えるような使用をしたとき。
 - (4) その他市長が不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用承認の決定を取り消したときは、うるま市誕生20周年記念キャッチフレーズ等使用承認取消通知書（様式第5号）により当該使用者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対して、キャッチフレーズ等を使用し作成した物品等の回収を求めることができる。

(損害賠償)

第13条 使用者が前条第1項各号のいずれかに該当し、市に損害を与えたときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。

(責任の制限)

- 第14条 市長は、第12条第1項の規定により使用承認を取り消した場合における措置に要する経費、損害その他一切の責任を負わないものとする。
- 2 使用者がキャッチフレーズ等の使用によって第三者に対して損害を与えた場合であっても、市長は損害賠償その他一切の責任を負わないものとする。

(報告等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、キャッチフレーズ等の使用状況等の報告等を求めることができる。

- 2 使用者は、前項の規定により使用状況等の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(庶務)

第16条 この告示に関する事務は、総務部総務政策課において行う。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年3月21日から施行する。

(この告示の失効等)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に承認したキャッチフレーズ等に係る規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

うるま市誕生20周年記念ロゴマーク (カラー)	うるま市誕生20周年記念ロゴマーク (モノクロ・網あり)
	

年 月 日

うるま市長 様

住 所
団 体 名
代表者氏名
担当者氏名（ ）
電 話 番 号

うるま市誕生20周年記念キャッチフレーズ等使用（変更）申請書

うるま市誕生20周年記念キャッチフレーズ等を使用（変更）したいので、うるま市誕生20周年記念キャッチフレーズ、ロゴマーク及び冠名称の使用に関する要綱第4条又は第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用（変更）目的	
主催者名	
事業概要	
実施場所	
使用の種類	☐ キャッチフレーズ ☐ ロゴマーク ☐ 冠名称
使用方法	
使用（実施）期間	年 月 日 ～ 年 月 日
備考	

注1：変更申請の場合、様式中「変更」の括弧を削除して使用してください。
注2：申請の際は、事業計画書、チラシ、ポスターなど、事業内容が確認できる書類、使用デザイン案（全体の図案やサンプル品など）を添付してください。使用デザイン案が未確定の場合は、予定している内容を記載してください。

うるま市長

年 月 日付で申請がありましたうるま市誕生20周年記念キャッチフレーズ等を使用（変更）について、うるま市誕生20周年記念キャッチフレーズ、ロゴマーク及び冠名称の使用に関する要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

決定区分	☐ 承認 ☐ 一部承認 (一部承認の理由)
使用（変更）目的	
主催者名	
使用の種類	☐ キャッチフレーズ ☐ ロゴマーク ☐ 冠名称
使用方法	
承認の条件	1 うるま市誕生20周年記念キャッチフレーズ、ロゴマーク及び冠名称の使用に関する要綱を遵守すること。 2 その他 ()

年 月 日

様

うるま市長

うるま市誕生20周年記念キャッチフレーズ等使用（変更）不承認通知書

年 月 日付で申請がありましたうるま市誕生20周年記念キャッチフレーズ等を使用（変更）について、うるま市誕生20周年記念キャッチフレーズ、ロゴマーク及び冠名称の使用に関する要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

決定区分	☐ 不承認 (不承認の理由)
使用（変更）目的	
主催者名	
使用の種類	☐ キャッチフレーズ ☐ ロゴマーク ☐ 冠名称
備考	

年 月 日

うるま市長 様

住 所
団 体 名
代表者氏名
担当者氏名（ ）
電 話 番 号

うるま市誕生20周年記念キャッチフレーズ等中止届出書

年 月 日付で承認を受けましたうるま市誕生20周年記念キャッチフレーズ等の使用について、うるま市誕生20周年記念キャッチフレーズ、ロゴマーク及び冠名称の使用に関する要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり中止します。

記

申請時の 使用（変更）目的	
主催者名	
使用中止するものの種類	☐ キャッチフレーズ ☐ ロゴマーク ☐ 冠名称
使用を中止する理由	
中止日	年 月 日
備考	

年 月 日

様

うるま市長

うるま市誕生 2 0 周年記念キャッチフレーズ等使用承認取消通知書

年 月 日付で承認（又は変更承認）しました下記事業について、下記の理由により承認を取り消しますので、うるま市誕生 2 0 周年記念キャッチフレーズ、ロゴマーク及び冠名称の使用に関する要綱第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、通知いたします。

記

事業名	
取消しの理由	